

【不妊治療両立支援コース】

＜両立等支援助成金申請時の注意点について＞

【Q1】不妊治療両立支援コースの支給までの流れはどのようになっているか。

【A1】 不妊治療両立支援コースの支給までの流れについては、下記リンク(※)よりご確認ください。

[※「両立等支援助成金\(不妊治療両立支援コース\)支給申請までの流れ」](#)

【Q2】両立を支援する旨の企業トップの方針の周知とは、具体的にどのようなことをすればよいのか。

【A2】 不妊治療休暇制度や両立支援制度を利用しやすい職場風土をつくる取組として、企業トップが全労働者に対して制度の利用促進についての方針を周知することが必要となります。周知内容については、以下の記載例(※)をご参照ください。

[※ 企業トップからの方針の周知 記載例](#)

【Q3】社内ニーズの調査について、どのようなことを調査すればよいか。

【A3】 ニーズ調査では、不妊治療についての社員の意識、職場環境の整備や求められる制度について調査を行います。調査票については、「不妊治療と仕事の両立に関するニーズ調査(例)」(※)をご参考にしてください。また、企業にてすでに実施している自己申告制度を活用することも可能です。

[※ 不妊治療と仕事の両立に関するニーズ調査\(例\)](#)

【Q4】不妊治療休暇・両立支援制度について、どのように労働協約や就業規則に定めればよいか。

不妊治療・両立支援制度の規定については、「不妊治療と仕事との両立のための就業規則 規定例」(※)をご参照ください。

なお、申請するにあたっては、対象労働者が制度の利用を開始する日の前日までにこの規定を定めていなければいけません。また、事業所の全労働者に対してこの制度を周知しなければなりません。

周知については、原則として対象労働者の不妊治療休暇・両立支援制度の利用開始日の前日までに実施する必要があります。制度利用終了時まで実施されなかった場合は、支給対象外になってしまいますので、ご注意ください。

[※ 不妊治療と仕事との両立のための就業規則\(厚生労働省HP「不妊治療と仕事との両立のために」中小企業主の方への助成金\)](#)

【Q5】両立支援担当者の選任と不妊治療と仕事との両立のためのプランの作成はどのように行えばよいのか。

【A5】 両立支援担当者として選任する人については、人事労務担当者などが考えられます。不妊治療を受ける労働者の相談に応じ、労働者ごとの「不妊治療両立支援プラン」を策定し支援する者として事業主に選任されていれば、資格や役職は問われません。担当される方の場合、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」(※1)をご参照のうえ、対象労働者への支援に当たられることが望ましいです。

また、不妊治療休暇・両立支援制度を利用する対象労働者が不妊治療を受けていることを両立支援担当者が把握したのち、対象労働者が制度を利用開始する日の前日までに、少なくとも1回はプラン策定のための面談を行わなければなりません。プランの内容については、記載例(※2)をご参照ください。

なお、プランでは制度の利用日や利用期間についての記載が確認できることが必要です。

また、プラン策定のための面談は、対象労働者の制度利用終了日の前日までに行わなければ支給対象外となってしまいますので、ご注意ください。

[※1 不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル](#)

[※2 不妊治療両立支援プラン](#)

また、ご提出の前には以下の項目についてご確認をお願いいたします。

- 過去に不妊治療両立支援コースを受給していないか
- 対象労働者の不妊治療休暇または両立支援制度の利用日数が合計5日を経過する日の翌日を起算して、2か月を経過する日までに申請をしているか